

北上市告示甲第116号

北上市福祉タクシー事業実施要綱（平成3年北上市告示第84号）の一部を次のように改正し、令和7年6月1日から施行する。

令和7年3月26日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（助成の申請等） 第3 助成対象者は、タクシー料金（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3に規定する運賃及び料金をいう。以下同じ。）の助成を受けようとするときは、福祉タクシー助成券交付申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。<u>この場合において、第2第1号、第2号又は第3号に該当する者は、身体障害者手帳、療育手帳又は障害者手帳を提示しなければならない。</u> <u>2 助成対象者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項に規定する支給決定（同法第5条第8項に規定する短期入所に限る。）を受けた者が、その心身の状況及び介護を行う者の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められ、かつ、指定障害福祉サービス事業者等の都合で送迎できないものがタクシー料金の助成を受けようとするときは、福祉タクシー短期入所助成券交付申請書（様式第2号）を所長に提出しな</u>	（助成の申請等） 第3 助成対象者は、タクシー料金（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3に規定する運賃及び料金をいう。以下同じ。）の助成を受けようとするときは、福祉タクシー助成券交付申請書（様式第1号）<u>のほか、所長が必要と認める書類</u>を所長に提出しなければならない。

ければならない。

3 所長は前2項の申請があった場合は、その内容を審査し、助成対象者と認めたときは、福祉タクシー助成券（様式第3号）（以下「助成券」という。）又は福祉タクシー短期入所助成券（様式第4号）（以下「短期入所助成券」という。）を交付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、前年度（4月又は5月に助成券の交付を受けた場合にあっては、当該年度）において助成券の交付を受けた者が、引き続きタクシー料金の助成を受けようとする場合にあっては、身体障害者手帳、療育手帳又は障害者手帳の提示を省略することができる。

（助成券の交付等）

第4 助成券の交付は、1月につき2枚とし、申請の日の属する月から翌年5月31日までの分を一括して交付するものとする。ただし、当該申請の日が1月から5月までの間にあるときは、当該申請の属する年の5月31日までとする。

2 短期入所助成券の交付は、前項の規定のほか、1回の申請につき2枚を交付するものとする。

3 助成額は、助成券1枚当たり大型車（リフト付のものに限る。）は400円、小型車は300円とし、短期入所助成券は、1枚当たりタクシー料金の半額とする。

（助成券の交付の特例）

第5 所長は、助成対象者から第3の規定による申請を受けて助成券を交付する場合において、当該助成対象者が当該申請

2 所長は前項の申請があった場合は、その内容を審査し、助成対象者と認めたときは、福祉タクシー助成券（様式第2号）（以下「助成券」という。）を交付するものとする。

（助成券の交付等）

第4 助成券の交付枚数は、6月1日から翌年5月31日までの期間につき48枚とする。

2 助成券の交付は、前項に定める期間に係る枚数を一括して交付するものとする。

3 助成額は、助成券1枚当たり300円とする。

の日前に第4第1項に規定する助成券（当該申請の日前1年以内の日を有効期間の終期とするものに限る。）の交付を受け、当該助成券を全て使用していたときは、当該助成対象者に対し、助成券12枚を一括して追加交付するものとする。

（利用方法）

第6 [略]

2 短期入所助成券は、第3第2項各号に掲げる短期入所に係る施設を利用する場合とし、乗車1回につき、1枚の利用とする。

3 [略]

4 助成対象者は、身体障害者手帳、療育手帳又は障害者手帳を携帯し、タクシー乗務員にその提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

5 助成券及び短期入所助成券は、対象者である障害者本人が乗車しているときに限り使用することができるものとし、それ以外に使用してはならない。

（助成券を利用できるタクシー）

第7 助成券及び短期入所助成券を利用できるタクシーは、北上地区タクシー業協同組合及び花巻地区タクシー業協同組合の加盟会員並びに所長が認めたもの（以下「タクシー事業者」という。）が運行するタクシーとする。

（助成券の有効期間）

第8 [略]

（利用方法）

第5 [略]

2 [略]

3 助成対象者は、タクシー乗務員に求められたときは、身体障害者手帳、療育手帳又は障害者手帳（これらの情報を電子的に表示するものとして所長が別に定めるものを含む。）を提示しなければならない。

4 助成券は、対象者である障害者本人が乗車しているときに限り使用することができるものとし、それ以外に使用してはならない。

（助成券を利用できるタクシー）

第6 助成券を利用できるタクシーは、北上地区タクシー業協同組合及び花巻地区タクシー業協同組合の加盟会員並びに所長が認めたもの（以下「タクシー事業者」という。）が運行するタクシーとする。

（助成券の有効期間）

第7 [略]

2 短期入所助成券の有効期間は、入所の日から退所の日までとする。

(不正利用等の禁止)

第9 [略]

(関係帳簿の整備)

第10 [略]

(運賃助成額の支払)

第11 [略]

(協定の締結)

第12 [略]

様式第1号(第3関係)

[略]

対象者	身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者 障害者手帳所持者・その他	手帳番号	号
級別等	(1) 1級 (2) 2級(視覚・下肢・体幹) (3) A		
障害の程度			
[略]			

(不正利用等の禁止)

第8 [略]

(関係帳簿の整備)

第9 [略]

(運賃助成額の支払)

第10 [略]

(協定の締結)

第11 [略]

様式第1号(第3関係)

[略]

障害の状況	身体障害者手帳 1級	手帳番号 号
	身体障害者手帳 2級(視覚・下肢・体幹)	手帳番号 号
	療育手帳 A	手帳番号 号
	障害者手帳 1級	手帳番号 号
	その他	障害の程度
[略]		

様式第2号（第3関係）

年 月 日

北上市福祉事務所長 様

住所

氏名

生年月日 年 月 日

福祉タクシー短期入所助成券交付申請書

北上市福祉タクシー事業実施要綱第3第2項の規定に基づき、次のとおり福祉タクシー助成券の交付を申請します。

記

対 象 者	身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・障害者手帳所持者	
手 帳 番 号	号	
級 別 等	(1) 1級 (2) 2級(視覚・下肢・体幹) (3) A	
障害の程度		
※施設入所の有無	(1) 有(施設名) (2) 無	
※自動車税・軽自動車税減免の有無	(1) 有	(2) 無

※短期入所 施設名	
※短期入所 期間	年 月 日から 年 月 日まで
※助成券申 請枚数	2枚

備考 ※欄は、記入しないこと。

様式第3号（第3関係）

[略]
(券片)
[略]

[略]	印	[略]	[略]
		料 金	リフト付き大型車400円 小型車300円
		[略]	[略]

様式第4号（第3関係）

(表紙)

福祉タクシー短期入所助成券	
交付番号 第 号	
氏 名	

様式第2号（第3関係）

[略]
(券片)
[略]

[略]	印	[略]	
		料 金	300円
		[略]	

区 分	身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・障害者手帳所持者（ 号）
有効期限	年 月 日
交付年月日 年 月 日 北上市福祉事務所長 印	

（券片）

P1

交付番号 第 号 P1

福祉タクシー短期入所助成券

月 日	月 日	月 日	車 号	
概要		利用者名		
		タクシー会社名		
		料 金	料金の半額	
料金		有効期限	年 月 日	

印

備考 改正部分は、下線の部分である。